

平成 17 年 4 月 1 日

各 位

東京都品川区西五反田 7 - 2 1 - 1 1
新日鐵化学株式会社

発明改善報奨制度の改定について

新日鐵化学株式会社(代表取締役 社長 CEO: 西 恒美)は、昭和 43 年に業界各社に先駆けて制定し、改訂を重ねて運用してきた発明改善報奨制度について、抜本的な改定を行い 4 月 1 日から適用します。

改定の主な内容は以下のとおりです。

- ・報奨金額について、従来は最高でも 5,000 万円という上限を設けていましたが、この上限を廃止することとし、発明により会社が得た独占の利益や、発明をなした社員の貢献度を審査委員会で審査したうえで、これらを考慮して算定することとします。
- ・報奨回数についても、従来は制限がありました。会社が得た独占の利益がある限り、毎年報奨することとします。
- ・報奨されない場合や、報奨金額に不満がある場合の異議申し立てや意見聴取の方法についても規定しています。

以上の改定につきまして、改正特許法に基づき、改定案を社員に公開し、その趣旨をガイドラインで説明するとともに、質問や意見を求めるなどして、社員と協議を重ねて検討してきました。

新日鐵化学では、昨年策定したグランドデザインにおいて、企業理念として高度な化学技術を自ら育成・蓄積し、その活用により社会に貢献すること、および広く社会から信頼され尊敬されるエクセレントカンパニーとして、1) 独自商品を提案・提供できる会社、2) 技術力を高く評価される会社、3) 世界一の商品を常に 3 つ以上もち、それで利益の 1 / 3 を出す会社とすることを目指しています。

今回の報奨制度改定が、このグランドデザインの実現に向けた、社員の発明改善意欲を一層向上させ、さらにこれを意識変革の起点として、新日鐵化学を創造的で活気あふれる組織に変革し、技術立社の確立につながることを期待しています。

以 上

本件に関するお問い合わせ先
新日鐵化学株式会社 経営企画本部 総務部(広報)
: 03 - 5759 - 2741